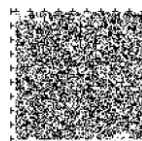


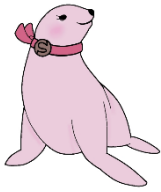
# 東京都 の 監査 の あらまし

令和3年実施結果

**東京都監査委員**

Audit and Inspection  
Commissioners of the Tokyo  
Metropolitan Government





監査に関する情報はこちらもどうぞ！



## ◎ 監査事務局ホームページ

監査事務局ホームページでは、監査制度の概要、各種監査結果・改善措置など報告書の全文（PDFファイル）、住民監査請求の結果など様々な情報を掲載し、監査指摘等の検索機能も充実しています。

<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>



## ◎ ツイッターアカウント

監査事務局では、ツイッター（Twitter）で、監査委員の活動紹介や報告書の掲載情報などを随時配信しています。



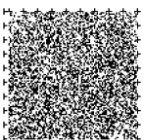
東京都監査事務局公式アカウント @tocho\_kansa

## ◎ 監査のオシゴト解説動画

監査事務局では、監査について都民のみなさまに紹介する東京動画を作成し、監査の仕事を紹介しています。



[https://tokyodouga.jp/\\_ne6\\_ZwuGgo.html](https://tokyodouga.jp/_ne6_ZwuGgo.html)



# 目次

## 東京都の監査

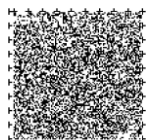
1	東京都の監査と監査委員	……	1
2	監査の観点・効果	……	2
3	監査委員が行う監査	……	3
4	監査の流れ	……	3
5	監査事務局	……	5

## 令和3年の監査

1	定例監査（主に令和2年度事業執行分）	……	6
2	工事監査（主に令和2年度契約締結分）	……	8
3	財政援助団体等監査	……	10
	コラム	……	11
4	決算審査等（令和2年度決算）	……	12
5	住民監査請求に基づく監査（令和3年請求分）	……	15
6	改善措置（令和3年新規改善案件）	……	17

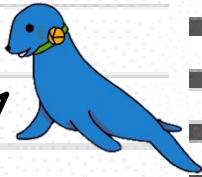


このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。コードの位置を示すため、切り込みを入れています。このコードを専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



## キャラクター紹介

監査に興味がある  
アシカの『かんちゃん』



『イッカちゃん』  
監査第一課の職員



『ニカちゃん』  
監査第二課の職員



監査をもっと知りたい  
アシカの『さっちゃん』



『サンカちゃん』  
監査第三課の職員



『ギカちゃん』  
技術監査課の職員



監査委員の  
『シロクマ先生』



『ソウムちゃん』  
総務課の職員



んー……。ダメなあ！どうやって調べればいいんだろ……。



どうしたの、かんちゃん？珍しくお勉強中？



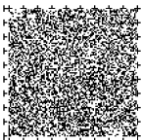
東京都では、令和3年の1年間に、**322か所**で監査を実施して、**131件**の指摘や意見・要望をしたって聞いたんだ！  
それで気になって監査のこと調べようと思ったんだけど、  
難しくて全然わからないんだ。



私も「監査」って言葉は知ってるけど、具体的にどんなことをしているのか全然イメージできないよね。



そんな君たちにぴったりの本があるんだよ。  
この「東京都の監査のあらまし 令和3年実施結果」を  
使って、一緒に東京都の監査について学んでみましょう！



## 1 東京都の監査と監査委員

監査委員って  
どんな人なの？

監査とは、都の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

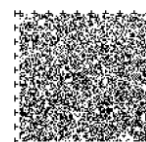
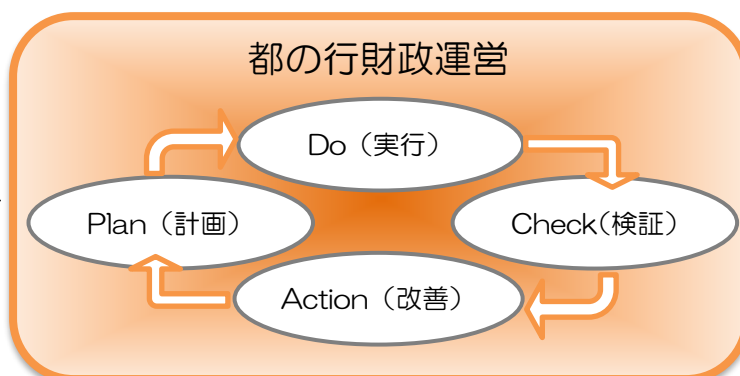
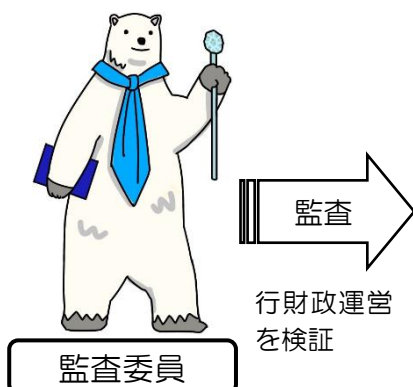
監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、都議会議員の「議員選任委員」からなり、知事が議会の同意を得て選任します。都では、「東京都監査委員条例」により、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員が選任されています。

<令和4年10月8日現在の委員構成>

氏名	区分	就任年月日	任期
伊藤 ゆう (いとう ゆう)	議員選任委員 (主査監査委員・非常勤)	令和4年10月8日	議員の任期
伊藤 こういち (いとう こういち)	議員選任委員 (非常勤)	令和4年10月8日	議員の任期
茂垣 之雄 (もがき ゆきお)	識見選任委員 (代表監査委員・常勤)	令和元年12月21日	4年
岩田 喜美枝 (いわた きみえ)	識見選任委員 (非常勤)	平成27年10月15日 (令和元年10月15日再任)	4年
松本 正一郎 (まつもと まさいちろう)	識見選任委員 (非常勤)	平成28年7月7日 (令和2年7月7日再任)	4年

監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、正しく効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めています。その結果は議会に報告し、ホームページなどで公表しています。

これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。

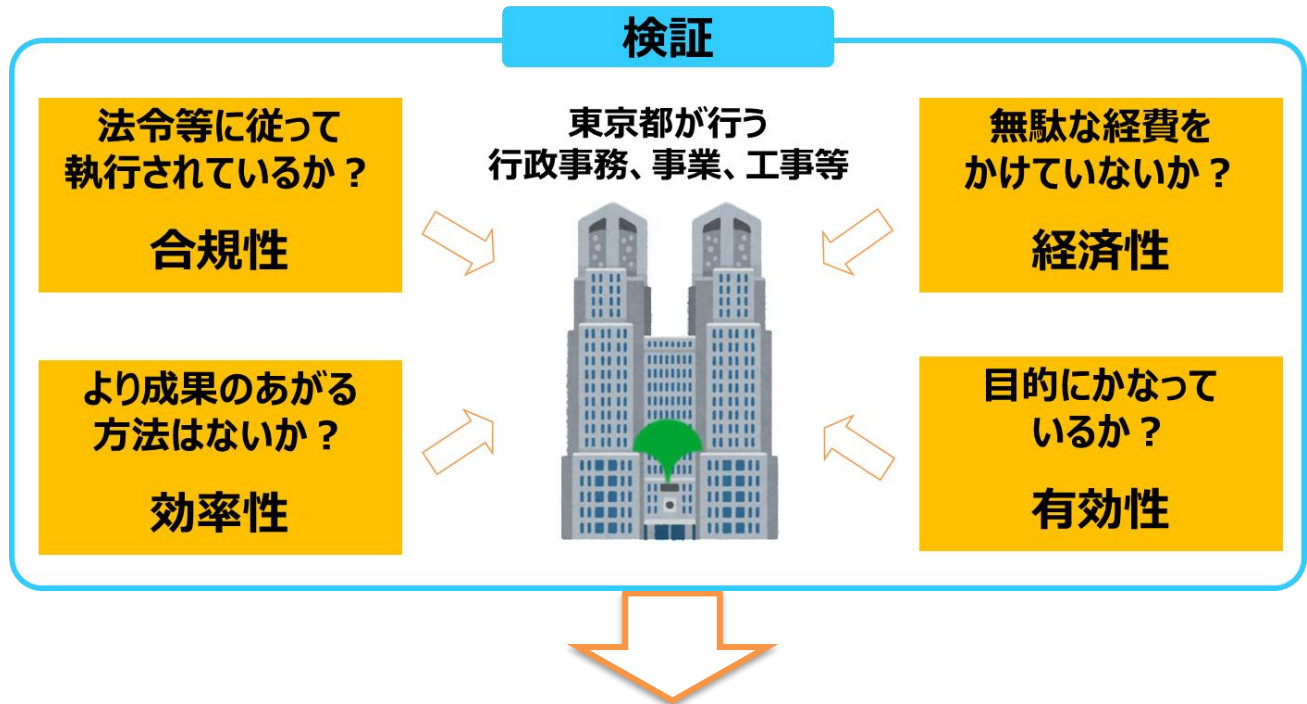


## 2 監査の観点・効果

監査すると  
何が良くなるの？



監査の実施や報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、合規性、経済性、効率性、有効性の4つの観点などから検証・評価を行っています。



監査の効果として、次のようなものが挙げられます。

**◎是正・改善**  
適正・適切でない事項について指摘等を受けた部所は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

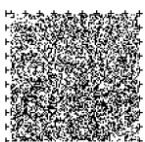
**◎再発防止**  
マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

**◎他部所への波及効果**  
指摘等を受けた部所以外の部所で類似の事務を行っている場合、指摘等を参考に事務改善が図られます。

**◎将来への波及効果**  
過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

**◎<sup>けん</sup>牽制による抑止**  
日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

**◎予算への反映**  
監査結果を反映して予算編成が行われるなど、業務改善を促す効果があります。





どんな監査があるの？

### 3 監査委員が行う監査

監査委員は、地方自治法などの法令や東京都監査委員監査基準により、様々な種類の監査を行っています。主な監査の種類は、次のとおりです。

監査の種類	概要
定例監査	都の事務及び事業の全般を対象とした監査
工事監査	都が実施する工事等を対象に、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が出資や補助金を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査
行政監査	特定の事務又は事業を選定して行う監査
決算審査	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査
基金運用状況審査	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
例月出納検査	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査
健全化判断比率・資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、都の財政状況を表す指標に対し行う審査
内部統制評価報告書審査	知事からの審査依頼により、都の内部統制評価報告書について行う審査
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、都民から監査請求がされたものについて行う監査

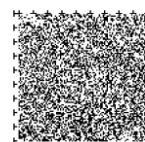
### 4 監査の流れ

監査委員は、1月～12月の暦年単位で監査を実施しています。

12月に「監査基本計画」が定められ、次の1年間の監査の基本方針や実施時期が定められます。基本計画に基づき、個々の監査について「監査実施計画」を策定し、都の各部所等に対して監査を行います。

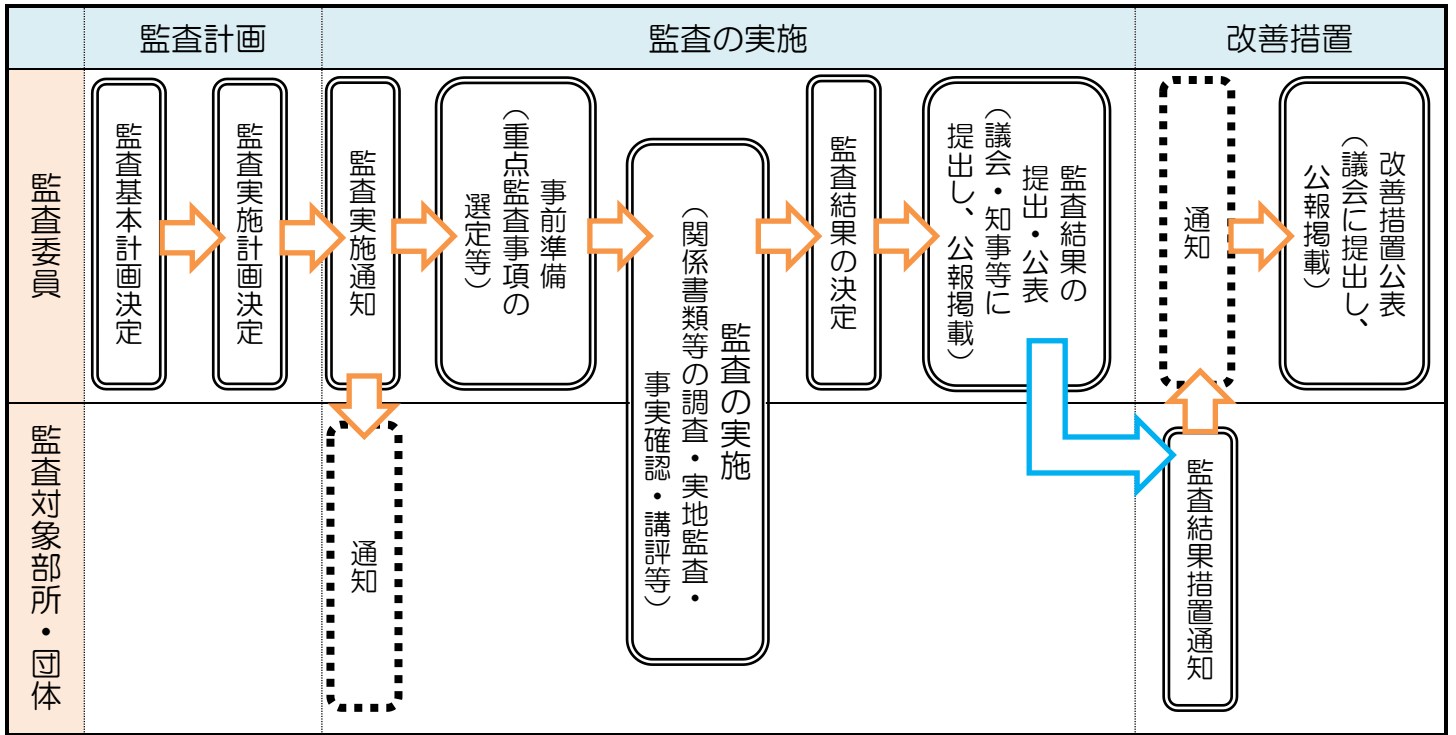
実地監査の中で、適正・適切でない事項を発見した場合、改善を求める指摘や意見・要望を行います。監査の結果は報告書に取りまとめられ、議会・知事等に提出されるとともに、東京都公報やホームページ等で公表します。

監査結果の公表後、指摘や意見・要望を受けた部所等は改善措置を行います。監査委員は年2回、各部所等に状況報告を求めるとともに、講じられた改善措置については通知を受け、これを公表することでフォローアップに努めています。



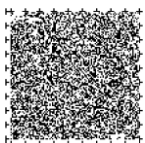
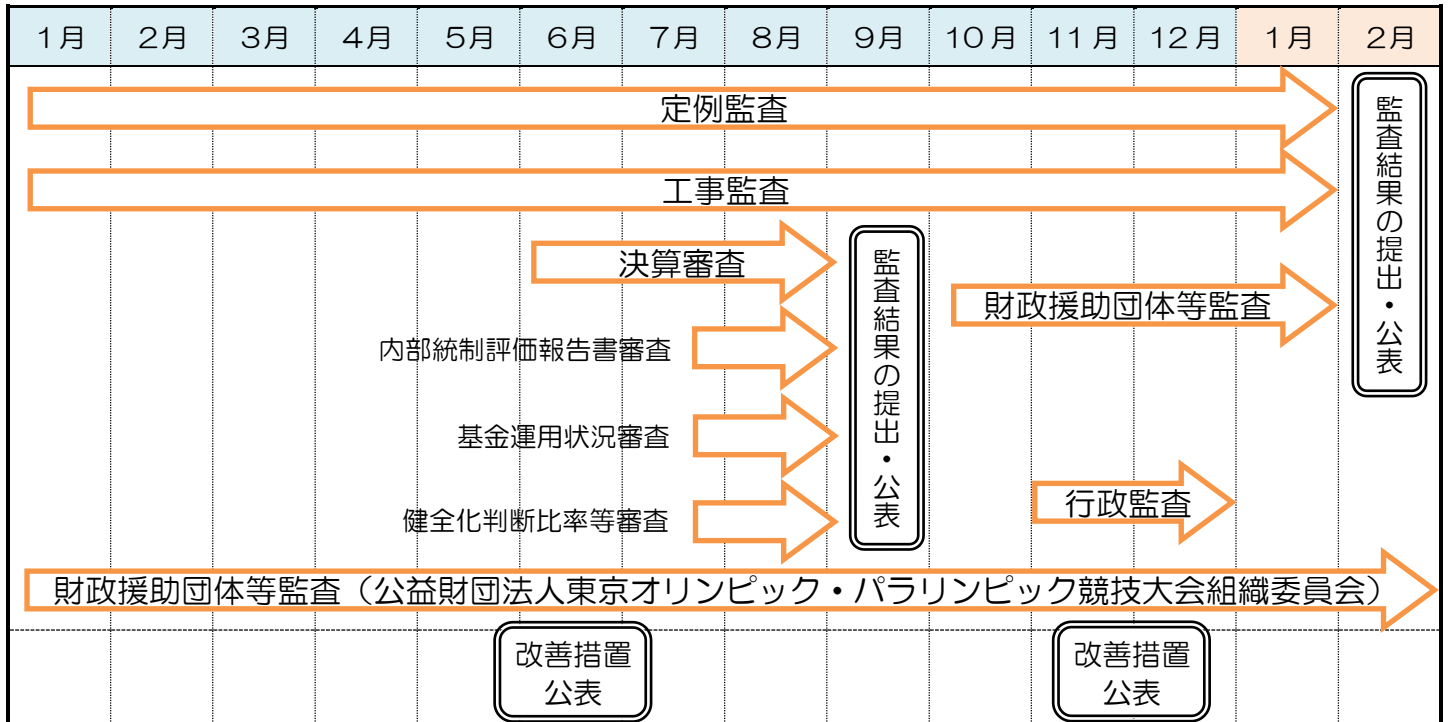
# 東京都の監査

## ● 監査事務の流れ（住民監査請求に基づく監査を除く）



## ● 各監査の実施期間（令和3年）

令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、定例監査、工事監査、財政援助団体等監査の実施時期の変更や実施規模の縮小を行いました。また、行政監査については令和3年に着手し、令和4年も引き続き監査を実施していきます。



- ・ 例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表
- ・ 住民監査請求に基づく監査は都民からの請求に基づき、随時実施、公表



## 5 監査事務局

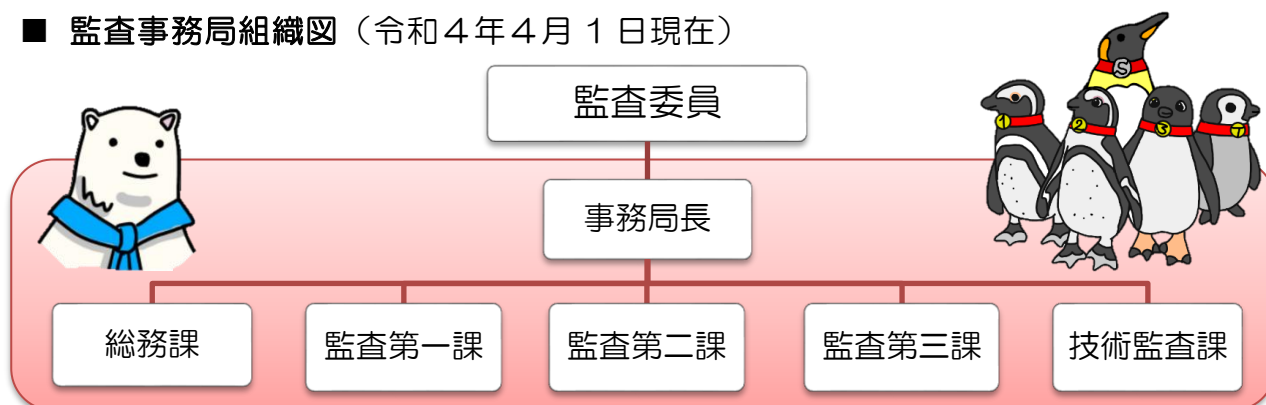
都では、監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査委員の指揮監督のもと、職員が監査を行っています。

監査事務局には5つの課があり、職員定数は89人となっています。

都の各部署等で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員もいます。

また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

### ■ 監査事務局組織図（令和4年4月1日現在）



### 【監査専門委員】

平成30年4月1日に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、専門の学識経験を有する者を監査専門委員に選任できる仕組みができました。

令和3年は、工事監査において技術士資格のある人や、住民監査請求において弁護士資格のある人を監査専門委員に選任し、助言を受けるなど監査専門委員制度を活用しました。

### ○ 外部監査について

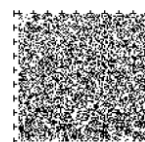
地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、外部監査人が行う外部監査があります。外部監査は、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、第三者の立場から、専門家としての知識・経験を活かして実施するものです。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

監査の種類	概要
包括外部監査	外部監査人が都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の中から、任意にテーマを選定して毎年実施
個別外部監査	住民、議会、知事からの請求又は要求があった事案について、外部監査人が実施

専門性を活かした外部監査人の監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員による監査とが相互に配慮し、行政に対するチェック機能を果たしています。

包括外部監査に関する事務については、都では総務局が所管しています。



## 1 定例監査

令和3年は、主に令和2年度の事業執行分について、本庁の142か所（100%）、事業所174か所（23.5%）に対し監査を実施し、70件の指摘、4件の意見・要望を行いました。

指摘等74件を区分別に整理すると、表のとおりです。

項目	区分	件数	主な内容
歳入 (収入)	会計処理	1件	土地占用料の徴収を適正に行うよう求めたもの
	債権管理	1件	債権管理マニュアルに沿った適正な対応を行うよう求めたもの
	都税	1件	同一画地の認定を適正に行うよう求めたもの
歳出 (支出)	契約	60件	契約変更を適正に行うよう求めたもの
	会計処理	4件	概算払を適正に行うよう求めたもの
財産	財産管理	3件	保証金の額の算定を適切に行うよう求めたもの
その他	その他	4件	適正に納税された書類を保持するよう求めたもの
合計		74件	

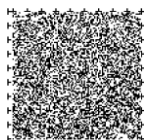
監査の実施に当たっては、事前に契約案件一覧や予算執行状況などで対象局の事務事業全体の状況を把握した上で、監査対象案件を抽出しています。

また、都政を取り巻く状況を踏まえて、都民の関心が高い事項や事務執行上のリスクが高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的な監査に努めています。

### 重点監査事項

#### ○ 重点監査事項＜新型コロナウイルス感染症対策事業＞

都は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大という危機的状況のなか、感染症対策の取組を迅速に実施するため、総額2兆円規模の補正予算を組み、新規事業の創設や既存事業の拡充を行ってきました。こうした事業に対する都民の関心は、非常に高いものとなっていることから、各局による感染症対策事業及び感染症対応により影響を受けた事務事業について監査を実施し、12件の指摘を行いました。



## 主な指摘事項

### 契約解除により支払った履行済み業務に対する委託料を適正に確認するよう求めたもの

産業労働局は、小中高校生向けの起業家教育のカリキュラムの提案や養成講座の開催などを行う事業の運営について、委託契約を締結していました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、これらの事業を休止し、委託契約を解除して、解除日までの履行済み業務について委託料を支払いましたが、支払金額の算定根拠がなく、履行済み分の金額が明確となっていないため、その金額が適正であるか確認できない状態となっていました。

そこで、履行済み業務に係る委託料を適正に確認するよう求めました。



### イベント配布用広報グッズについて、イベントの実施状況やイベントでの配布状況、在庫状況を検討した上で購入するよう求めたもの

水道局は、毎年、イベントなどで広報グッズを配布していますが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、多くの主催イベントを中止したために、例年どおり広報グッズを配布することができませんでした。

しかしながら、すでに納品されていた未使用の広報グッズの在庫状況を踏まえずに、追加で前年度と同程度の規模の広報グッズを購入していました。

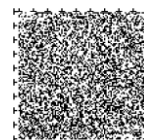
そこで、イベント配布用広報グッズを購入する際は、イベントの実施状況やイベントでの配布状況、在庫状況を検討した上で行うよう求めました。



#### ○ 東京都財務諸表について

都では、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）を作成・公表しており、監査委員は、定例監査の中でこれら財務諸表の監査を行っています。

令和2年度東京都財務諸表は、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。



## 2 工事監査

令和3年は、主に令和2年度に都が締結した100万円以上の工事を中心に1,310件（約7,148億円）の工事を抽出して監査を行い、27件の指摘、4件の意見・要望を行いました。（実施金額率：38.9%、実施件数率：7.7%）

指摘等31件を区分別に整理すると、表のとおりです。

区分		件数	主な内容
設計	条件明示等	3件	補強材の設計を適正に行うよう求めたもの
	工法等の選定	5件	変圧器の設計を適切に行うよう求めたもの
	リサイクル	1件	公園施設の設計を適正に行うよう求めたもの
積算	単価設定	2件	浄水施設における建築工事の積算を適正に行うよう求めたもの
	数量算出	2件	防水改修工事の積算を適正に行うよう求めたもの
	諸経費等	2件	材料費に係る諸経費の積算を適正に行うよう求めたもの
施工	施工管理	5件	地盤改良の品質管理を適正に行うよう求めたもの
	安全対策	1件	仮設施工時の管理を適切に行うよう求めたもの
	変更手続	1件	工事中止に係る設計変更手続を適正に行うよう求めたもの
その他	契約事務手続	2件	産業廃棄物の処理を適正に行うよう求めたもの
	その他	7件	局工事仕様書について見直しの検討を行うよう求めたもの
合計		31件	

監査の実施に当たっては、事前に対象局から100万円以上の工事調書の提供を受け、契約金額や落札率などに着目しながら、監査する工事案件を抽出しています。



### 技術職員の専門性

工事監査は4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員が担当しています。

それぞれの職種の専門性を活かし、各工事の計画、設計、積算、施工等の各段階について監査を実施しています。

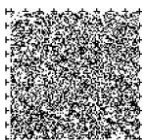


工事監査の様子

### 重点監査事項

近年の監査では、所期の目的が達成されず、災害時等に十分効果を発揮しない可能性がある工事事例などが報告されています。また、コロナ禍において、対面による協議や現場の立ち合いの自粛などが行われており、各基準や仕様書で定められた要件を見落とすリスクも高まっています。

そこで、「工事の有効性」を重点監査事項に設定し、各局の行う工事が所期の目的を達成し効果を上げているものになっているのか検証しました。



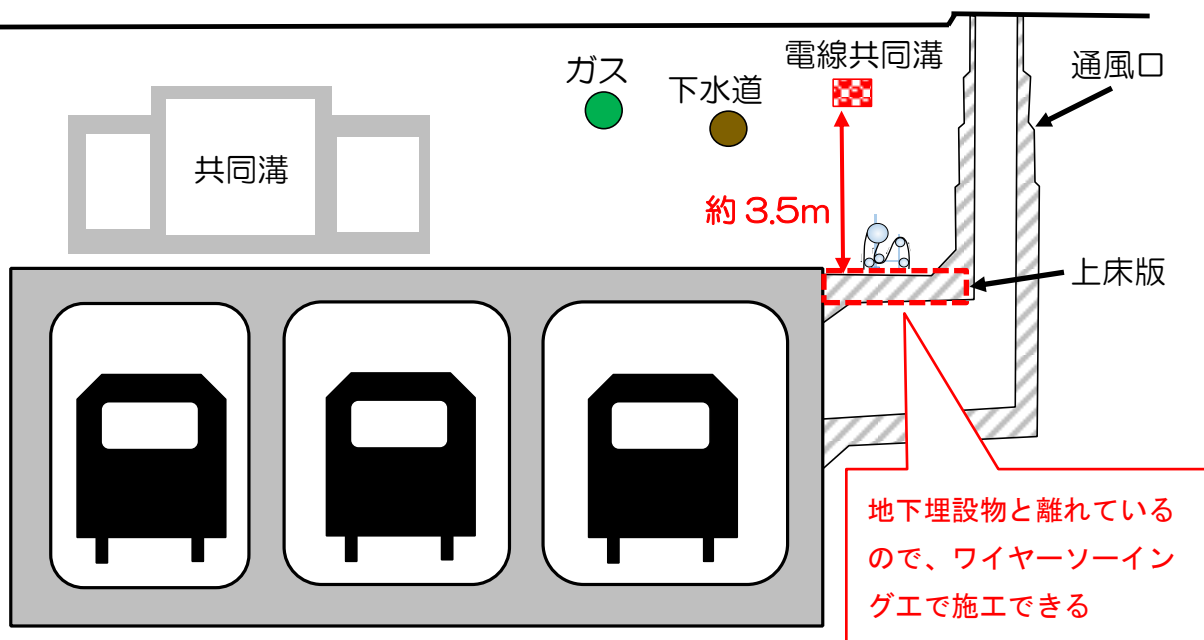
## 主な指摘事項

### 構造物撤去の工法選定を適切に行うよう求めたもの

地下鉄駅の改良工事に伴う、地下鉄駅舎の通風口にある上床版（注1）の撤去について見たところ、電線共同溝などの地下埋設物を傷つけないようにするために、狭い場所でも施工することができるコアボーリング工（注2）を用いて撤去することとなっていました。

しかし、本工事契約の設計図面を見ると、上床版と地下埋設物との距離は十分に離れていることから損傷するおそれはなく、より安価で、作業時間も短いワイヤーソーイング工（注3）での施工が可能となっていました。このため、積算額約121万円が過大なものとなっていました。

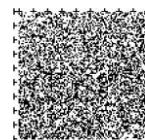
そこで、交通局に対し、工法の選定を適切に行うよう求めました。



（注1）床版  
人や物を支える床のこと

（注2）コアボーリング工  
刃先にダイヤモンド砥粒が埋め込まれた筒状の刃を高速回転させ、コンクリート構造物等に穴をあける工法  
機械が小型であるため、狭い場所での施工が可能

（注3）ワイヤーソーイング工  
構造物に巻きつけたダイヤモンドワイヤーを高速回転させることにより、コンクリート構造物を切断する工法



### 3 財政援助団体等監査

令和3年は、都が補助金等の交付や出資を行っている団体のうち、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（組織委員会）に対する監査を行うとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）関連の補助金等を交付している2団体を選定し、監査を実施しました。

組織委員会への監査は、令和3年及び令和4年の2か年にわたって実施し、令和4年中に報告書を取りまとめる予定です。

また、東京2020大会関連2団体に対する監査を下記のとおり実施した結果、指摘及び意見・要望事項は認められませんでした。

#### ● 監査実施団体

団体名	所管局
独立行政法人日本スポーツ振興センター	オリンピック・パラリンピック準備局
公益財団法人日本武道館	

#### ● 監査の主な着眼点

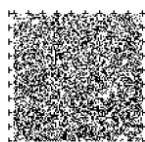
団体への着眼点	所管局への着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか</li> <li>・補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか</li> <li>・団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか</li> </ul>

#### ● 技術面からの監査

財政援助団体等監査では、事務部門と技術部門が連携し、技術面からの監査も併せて実施しています。今回は、補助対象事業である工事について、計画、設計、積算、施工及び維持管理が適正に行われているかについて監査を実施しました。

＜技術面からの監査の主な着眼点＞

- ・施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か
- ・設計・積算は、基準等に基づき適正に行われているか
- ・設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか
- ・施工は、設計図書に基づき的確に行われているか
- ・設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時適切に行われているか



コラム

監査委員は税金の使い道をチェックしています！

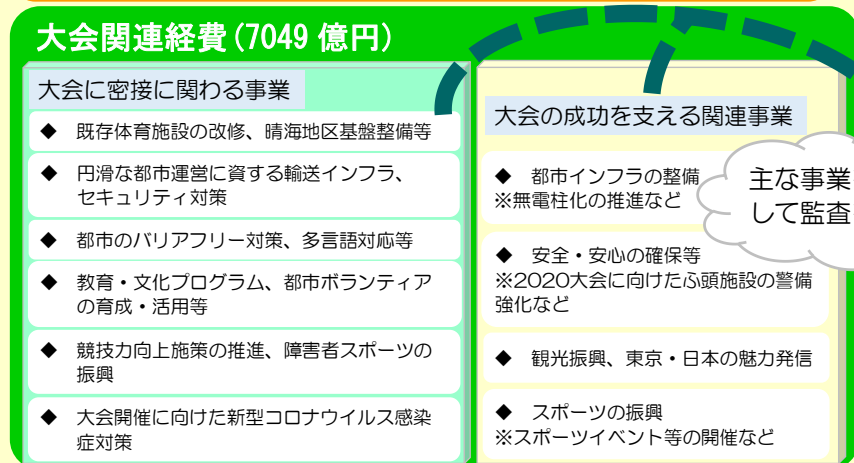
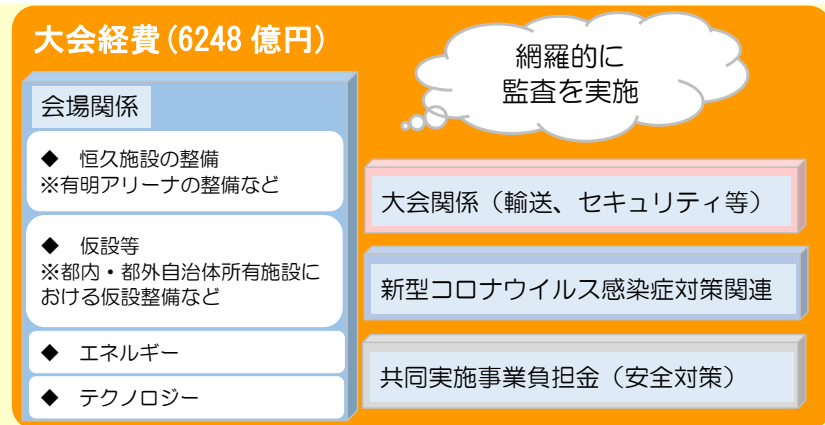
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会経費の監査

監査委員は、様々な監査を通じて都民の皆様から納められた税金の使い道についてチェックを行っています。例えば、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（東京 2020 大会）の開催には多くの税金が使われたことから、都民の皆様の関心も高いのではないかと思います。税金が適正に、また経済的・効率的に使われているのかを確認することが監査の仕事です。

東京 2020 大会の経費には、会場整備など大会の開催そのものに係る大会経費があり、これを公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（組織委員会）と東京都と国の三者が負担しています。このほかに、東京都が行う「大会に密接に関わる事業」や「大会の成功を支える関連事業」に係る大会関連経費があります。

大会経費: 1兆4530億円			+	大会関連経費: 都負担額 7049億円	
組織委員会 6343億円 <small>(大会オペレーション等)</small>	東京都 6248億円 <small>(恒久施設の整備等)</small>	国 1939億円 <small>(新国立競技場の整備等)</small>		○ 大会に密接に関わる事業	○ 大会の成功を支える関連事業

※ 大会経費の見通しの金額（令和3年12月時点）  
決算数値は、精査・集計中

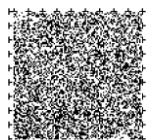


大会経費については、その重要性から、定例監査や工事監査のほか、組織委員会に対する財政援助団体等監査などを通じて、できるだけ網羅的に監査を実施しています。

一方、大会関連経費は、幅広い事業の中から、主な事業を定例監査の局別重点監査事項（※）に選定したり、工事監査において、大規模な工事を選定するなどして監査を行っています。

組織委員会への監査は、令和2年12月から事務部門と技術部門が連携して実施し、大会の準備運営に係る事業等が適正・適切に行われているのかなどについて確認、検証を行い、報告書を取りまとめてまいります。

※ 定例監査において、都民の関心が高い事項や事務執行上のリスクが高い事項などから重点的に取り組むものとして設定する監査テーマ。



## 4 決算審査等

地方自治法等に基づき、令和2年度決算などの審査を実施しました。  
また、毎月1回、都の現金の出納の検査も実施しました。



### 1 決算審査

#### ○ 各会計歳入歳出決算審査

**審査の目的** 決算の数値が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

**審査の対象** 令和2年度東京都一般会計及び16の特別会計

**審査の結果** 決算計数は誤りのないことが認められましたが、会計処理の一部、「財産に関する調書」の一部に誤りが認められました。

#### ● 「財産に関する調書」の誤り

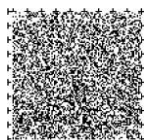
財産種別	登載状況	件数等
土地	登載漏れ	708.94 m <sup>2</sup>
建物	過大登載	234.88 m <sup>2</sup>
著作権	登載漏れ	1 件
商標権	登載漏れ	2 件
出資による権利	登載漏れ	1727万6423 円
物品	過大登載	22 点
	登載漏れ	10 点
債権	過大登載	5254万8758 円
	登載漏れ	2万 円

#### ○ 公営企業各会計決算審査

**審査の目的** 決算の数値が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共性の確保の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

**審査の対象** 令和2年度東京都公営企業各会計（11会計）

**審査の結果** 審査に付された決算諸表は、会計処理の誤りなどの指摘事項等4件を除き、各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。





## 2 基金運用状況審査

**審査の目的** 定額の資金を運用するため設置されている基金について、1年間の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

**審査の対象** 令和2年度東京都区市町村振興基金、  
令和2年度東京都用品調達基金

**審査の結果** 計数に誤りのないことが認められました。



## 3 例月出納検査

**検査の目的** 毎月1回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管が正しく行われているかについて検査しました。

**検査の対象** 東京都一般会計及び16の特別会計、東京都公営企業各会計(11会計)  
※ 令和2年12月分～令和3年11月分

**検査の結果** 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も正しく行われていると認められました。

## 4 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

**審査の目的** 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について算定が正しく行われているか審査しました。

**審査の対象** 令和2年度健全化判断比率、令和2年度資金不足比率(東京都公営企業各会計(11会計)に東京都と場会計(特別会計)を加えた12会計)

**審査の結果** 各比率は次のとおりとなっており、算定に誤りのないものと認められました。

### ○健全化判断比率

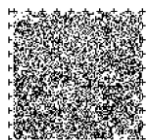
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	— (赤字なし)	— (赤字なし)	1.4%	24.2%
早期健全化基準	5.63%	10.63%	25.0%	400.0%

### ○資金不足比率

	資金不足比率 (12会計とも)
算定結果	— (資金不足なし)
経営健全化基準	20.0%

※ 早期健全化基準・経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。算定結果の値がこの基準値以上の場合には、法により健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められます。



## 5 内部統制評価報告書審査

### 審査の目的

内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査しました。

### 審査の対象

令和2年度東京都内部統制評価報告書

### 審査の結果

審査に付された内部統制評価報告書は、評価手続に沿って評価が行われており、評価結果の記載は相当であると認められました。

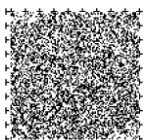
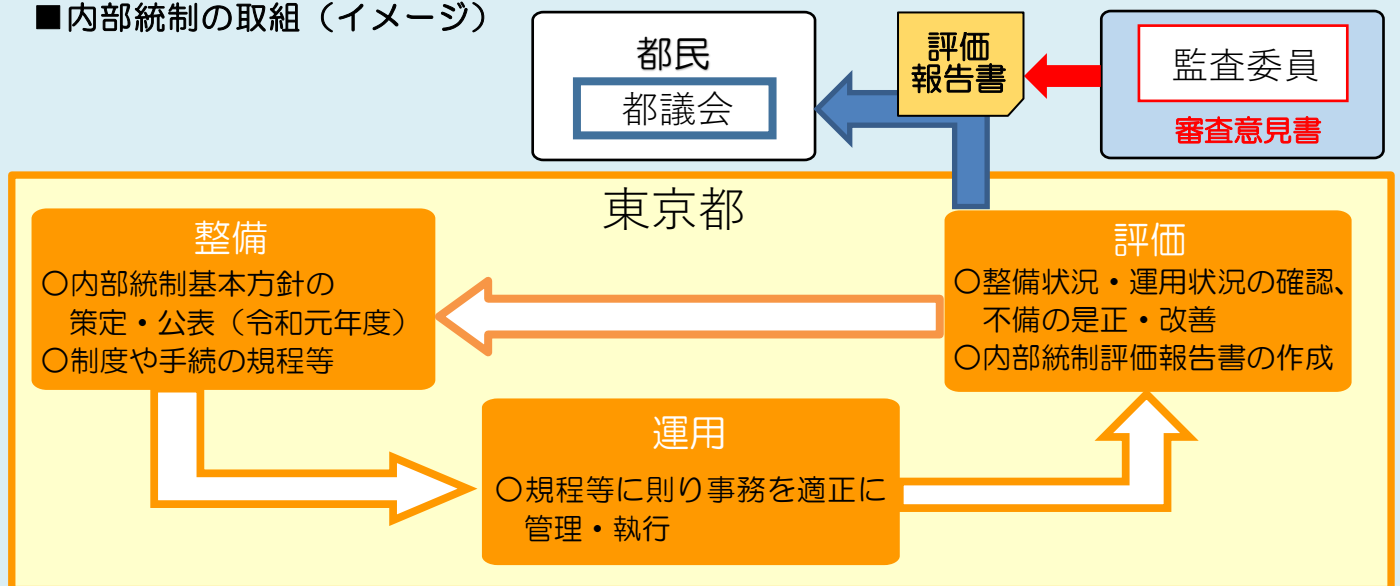
### 【内部統制について】

内部統制とは、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えるために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいいます。

地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である知事自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することです。

地方自治法に基づき、令和2年度から、知事は、内部統制の取組について評価を行い、内部統制評価報告書を作成し、**監査委員の意見を付けて**、議会に提出することとされています。

### ■内部統制の取組（イメージ）



## 5 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年経常的に行っている監査のほかに、都民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」という制度も定めています。

住民監査請求は、都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

令和3年は、請求があった9件について要件審査を実施した結果、要件を備えている請求はありませんでした。

### 対象

都の財務会計上の行為

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ① 公金の支出       | ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実 |
| ② 財産の取得、管理、処分 | ⑥ 財産の管理を怠る事実    |
| ③ 契約の締結、履行    |                 |
| ④ 債務その他の義務の負担 |                 |

### 請求期間

- ①～④については、原則、行為があった日から1年です。  
⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

住民監査請求に基づく監査を行う要件は、地方自治法で定められています。

#### <形式的要件>

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、都の住民であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

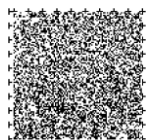
#### <実質的要件>

- ① 都の財務会計上の行為であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

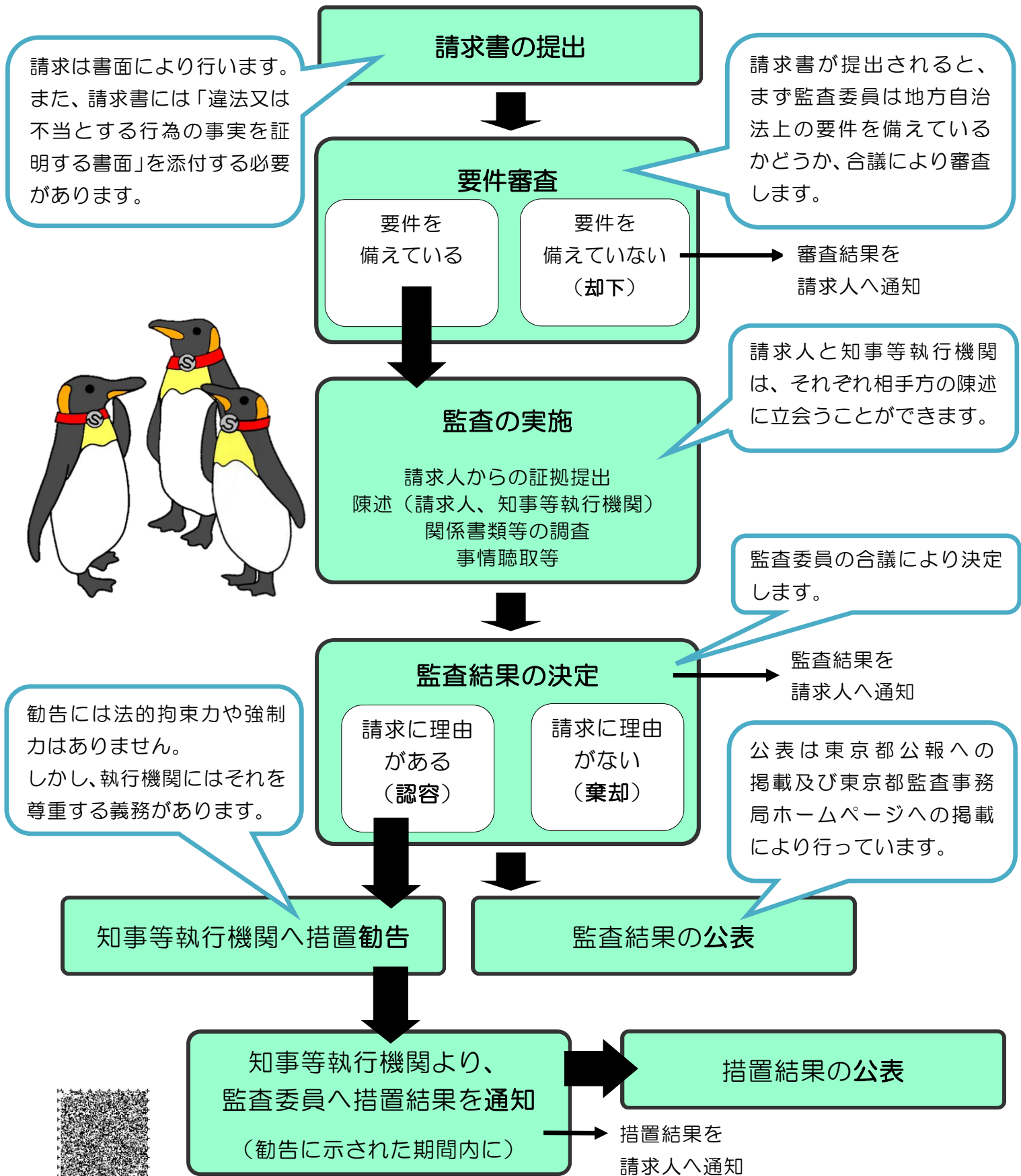
### 監査結果

監査結果は、請求のあった日から60日以内に決定しなければならないと定められています。

監査結果に不服がある場合、請求から60日以内に監査結果を決定しない場合には、裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。



■ 住民監査請求の主な事務の流れ



## 6 改善措置

都では、監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づいて知事等が講じた改善措置について、6月と11月の年2回公表し、フォローアップに努めています。

### ● 措置状況

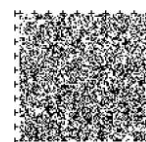
	措置対象	改善中	改善済
令和3年6月（第1回）	119件	24件	95件
	↓ 改善中24件+新たな指摘等22件		
令和3年11月（第2回）	46件	14件	32件

監査は、指摘した問題点が改善されてはじめて効果を発揮するんだよ！



### ● 措置の主な内容

措置区分		第1回	第2回	主な内容
是正・改善措置	返還・戻入等	16件	0件	過大交付した補助金等が返還されたもの 都税等の債権を追加徴収したもの
	財産・物品管理	3件	1件	土地・建物等の管理状況を改善したもの 工作物・設備・物品等を修理・交換したもの
	会計処理	3件	14件	決算関係書類の計数を修正したもの
	事務処理等	12件	10件	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的にしたもの
再発防止の取組	要綱等の制定・改正	1件	1件	要綱・基準等を新たに制定・改正したもの
	契約・仕様等の見直し	10件	0件	同一・類似の契約等の方法を改めたもの 仕様書等への記載事項を見直したもの
	ルール・体制の構築	24件	4件	事務処理ルールを改善・構築したもの チェック体制を強化したもの
	研修等の実施	26件	2件	関係職員を対象に研修を実施したもの 再発防止策を周知徹底したもの
合計		95件	32件	



## 主な改善事例

### 東京都福祉のまちづくり条例に適合した整備を行ったもの【令和2年工事監査】

**【指摘】** 東京都福祉のまちづくり条例施行規則に基づく整備基準では、公園にだれでもトイレを設ける場合は、車椅子使用者が戸を容易に開閉して通過できるよう、その出入口の手前に1.5m×1.5m以上の広さの水平面を設けることと定めています。

しかし、海上公園内における新設トイレの工事及び設計契約の設計図面を見ると、当該水平面の広さを満たしていないトイレが5か所あることが認められました。

そこで、港湾局に対し、条例に適合した整備を行うよう求めました。

**【措置】** 局は、整備基準に適合していないトイレについて、設計委託4件の図面の修正と、工事1件の契約変更を行い、基準に適合したものとしました。

また、チェックリストの作成や、会議での職員周知により再発防止の取組を行いました。

だれでもトイレの出入口に、1.5m×1.5m以上の広さの水平面を設置しました。



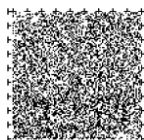
### 外国人向け動画の有効活用を図ったもの【令和2年定例監査】

#### 【意見・要望】

都民安全推進本部は、外国人旅行者等に向けて、交通安全教育動画を委託契約により9言語で作成していましたが、動画配信サイトを確認したところ、タイトルは日本語表記であり、配信言語は英語と中国語のみとなっている状況が認められました。

そこで、動画のタイトル等を見直し、配信言語を必要に応じて拡大することで、動画を有効に活用するよう検討を求めました。

**【措置】** 部は、動画のタイトルを英語で表記し、英語での検索もできるようにしました。また、既に配信されている英語と中国語以外の7言語についても、動画配信サイトでの配信を行いました。





## お問い合わせ

東京都 監査事務局 総務課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎 北塔41階

### 【監査一般、局ホームページに関すること】

総務課 企画担当 電話 03(5320)7017〈直通〉

### 【住民監査請求に関すること】

総務課 調査担当 電話 03(5320)7015〈直通〉

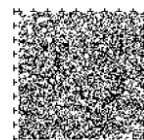
## 東京都の監査のあらまし 令和3年実施結果

発行 東京都監査事務局総務課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)7017

E-mail S9000052@section.metro.tokyo.jp



Old meets New

**Tokyo**

**Tokyo**



東京都監査事務局

Secretariat to Audit and Inspection Commissioners

